

大村市地域密着型サービス事業者候補者募集に関する質問回答書

募集に関する質問について、受け付けた質問に対する回答は以下のとおりです。なお、すべて（質問①から質問⑧まで）、認知症対応型共同生活介護事業所公募についての質問となります。

質問番号	質問内容	回答
質問①	現在運営している認知症対応型共同生活介護事業所において、3か月の減算は重大な指摘事項として応募要件から外れてしまいますか。	大村市地域密着型サービス事業者候補者募集要項（以下「募集要項」という。）の、3（1）⑥所管庁の指導監査等において指定取消等の重大な指摘を受けていないことと記載されていますが、指定の取消等とは、介護保険法に基づき、介護保険施設等に係る指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止を指しております。
質問②	事業者候補者に選定された場合、すでに支払いが済んでいる改装図面の設計費用は補助金の対象になりますか。	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱（以下「県要綱」という。）に、補助事業の着手は交付の決定後に行うものとする記載がありますので、対象になりません。 詳しくは県ホームページをご覧ください。 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shisetsuseibi/tiikiiryokaigosougoukakuhokin/
質問③	事業者候補者に選定された場合、サービス付き高齢者向け住宅を改装して認知症対応型共同生活介護事業所とする場合で、現在、サ高住にお住まいの方が、そのまま、認知症対応型共同生活介護事業所への住替えを希望している場合、住宅を工事中、一時的に別のサ高住を利用した場合の	ご質問のような住替え費用は、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護施設等の整備に関する事業）実施要領（以下「県要領」という。）の第2条（2）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の施設等の開設時の際に必要な初度経費の対象となりません。

	住替え費用は開設準備費の対象になりますか。	
質問④	事業者候補者に選定された場合で補助金にてサービス付き高齢者向け住宅の改装を行う場合の改装工事業者の選定について、入札にて決定しなければならないのでしょうか？サービス付き高齢者向け住宅の建築を行った業者による改装工事の委託はいかがでしょうか。	県要綱に、補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとし、また、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないとあります。 また、県要領の第2条（1）ア（イ）整備区分の「創設（開設）」は、空き家等の既存建物や地域の余裕スペースを改修する内容であるため、これまでサービス付き高齢者向け住宅として運営していた建物の改修は、補助事業の対象外となります。 詳しくは県ホームページをご覧ください。 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shisetsuseibi/tiikiiryokaigosougoukakuhokikin/
質問⑤	既存建物による応募の場合、事務所を別棟（隣接の建物）に設置としてよいでしょうか。	事務室を別棟（隣接の建物）とすることは可能ですが、緊急時に速やかに対処できる距離、位置関係にあるなど、管理上特に支障がないようにしてください。
質問⑥	既存の建物を改修して認知症対応型共同生活介護事業所とする場合でも、施設整備費補助金は上限額 39,600 千円を申請できるでしょうか。	県要領の第2条（1）ア（イ）整備区分の「創設（開設）」に記載の改修であれば、上限額 39,600 千円まで申請できます。ただし、申請された場合でも、長崎県の補助金の予算等の状況によっては、募集時に提示した補助金の額の変更又は補助の取り止め等が生じる場合があります。 詳しくは県要領をご確認ください。 https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/11/1730880562.pdf
質問⑦	居間及び食堂を同一の場所とする場合、一人当たりの面積が 3 m ² 以上と認識しておりますが、既存建物を改修して利用する場合、	設備に関する基準については、大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 114 条及び指定地域密着型サービス及

	3 m²×9 人として 27 m²となりますが、壁芯寸法でよいでしょうか。	び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号、老振発第 0331004 号、老老発第 0331017 号)第 3 の五の 3 (4) に「広さについても原則として利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。」とされております。 また面積を計算する場合は有効面積(内法・内寸)によるものとします。
質問⑧	借地・借家により認知症対応型共同生活介護事業所の運営を行う場合、賃貸借契約期間は何年以上の契約が必要ですか。	募集要項にありますとおり、事業の存続に必要な期間の借地権及び賃借権を設定してください。